

教務厚生常任委員会行政視察報告書

①視察年月日

平成 23 年 10 月 18 日（火曜日）・19 日（水曜日）・20 日（木曜日）

②視察事項

- ・ご近所福祉活動推進事業について（山口県宇部市）
- ・美祢市病院事業経営改革プランについて（山口県美祢市）
- ・九州・山口近代化産業遺産群について（山口県萩市）

③視察事項選定理由

- ・ご近所福祉活動推進事業について
少子高齢化・人口減少社会における福祉施策の方向性を探るに当たり参考とするため、民間団体との協働により、共助の理念に基づいた事業を行っている宇部市の事業の視察を行った。
- ・美祢市病院事業経営改革プランについて
藤岡市は、合併により経営に関わる病院が 2 カ所となったが、今後の病院事業のあり方の参考とするため、同様に 2 カ所の市立病院の改革を進める美祢市の取り組みについて視察を行った。
- ・九州・山口近代化産業遺産群について
藤岡市に立地する高山社跡を構成資産に含む「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録の推進を図るに当たり参考とするため、同様に産業遺産群の構成資産を持ち世界遺産登録を目指す萩市の取り組みについて視察を行った。

④視察結果

・ご近所福祉活動推進事業について

（1）事業の概要について

宇部市長はマニフェストの中で、『健康づくり・認知症対策などを強化し、保健・医療・介護体制を充実』とし、『小規模で多機能な拠点「ご近所福祉」づくり』を掲げていることから、子どもから高齢者まで障害の有無に関わらず、誰もが気軽に集え、様々な交流や活動を行う地域活動の拠点「ご近所福祉」を整備している。

実施に当たっては、民間協働・地域での共助の観点から、市民が自主的に設立したボランティア団体や社会福祉法人、町内会等から広く企画を公募している。企画は選考委員会で書類審査・プレゼンテーション審査を行い、採択された団体に対して、雇用型事業については市の委託事業として、助成型事業については助成事業として拠点整備を支援している。

雇用型事業は、山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金補助事業を活用したもので、ノウハウを持った失業中の人材を雇用することにより、誰でも利用できる拠点を整備する。委託料の上限は 1 件当たり 620 万円で、2 年度目と 3 年度目は運営費とし

それぞれ 20 万円の助成を行う。

助成型事業は、山口県地域見守りネットワーク整備強化事業費補助事業を活用し、人材の確保以外の面で支援を行う。助成金の上限は 1 件当たり 120 万円で、主に施設整備費として活用されている。2 年度目・3 年度目は雇用型と同様の助成を行う。



(2) 現在の状況について

事業採択の実績は、22 年度については雇用型が 4 件、助成型が 1 件であり、23 年度については、これまでに雇用型 6 件、助成型 1 件が採択された。

現在稼働中の拠点は 8 校区に 9 件あり、それぞれ自宅や事業所を改修して茶菓や食事の提供を行う交流サロン事業、通学路での児童の見守りと独居高齢者の見守りなど地域の見守り活動、健康体操や認知症予防のための各種教室の開催、子どもの一時預かり事業などを実施している。

(3) 今後の課題について

最大の課題は財源であり、国の補正予算による基金事業を活用しているため、助成期間が終了する 4 年度目以降の事業の継続が危ぶまれていることである。市としては委託・助成先団体に対して自助努力を促しているが、特に雇用型でスタッフを採用した団体については雇用の継続すら困難であると思われる、助成の継続などの支援が必要と思われる。

事業の評価方法についても、事業報告書などの数字だけで評価できない部分があり、今後の課題である。

(4) 藤岡市での事業導入について

市民の日常の生活圏に、気軽に立ち寄れて交流を図れる福祉拠点施設を整備することは、今後の市民協働・共助を進める観点から重要であると考えます。しかし従来の公助中心の福祉の中でのどの部分を移管していくのかというビジョンや、市の福祉政策全体の中での位置づけを明確にした後でなければ、予算措置を含めて事業の継続に問題が生じる可能性が大きいと思われる。



・美祢市病院事業経営改革プランについて

(1) 事業の概要について

国の医療制度改革や地方自治体の逼迫する財政状況等により、全国で多くの公立病院の経営が困難な状況にあり、総務省は医療を継続的・安定的に提供していくためには抜本的な改革が必要であるとして、平成 19 年に公立病院ガイドラインを公表し、全ての公立病院に対し平成 20 年度中に病院改革プランを策定し、経営改革への取り組みを求めた。

美祢市は平成 20 年 3 月に 1 市 2 町による合併で、結果として 2 つの市立病院を経営することになった。そこで美祢市は、一体化による経営の効率化と経営基盤の強化を図り、2 つの病院が共に持続可能な経営を行うことで、市が担うべき医療を安定的・継続的に提供できるよう「美祢市病院事業改革プラン」を策定し、改革を進めるに至ったものである。

プランの概要は「美祢モデル」の構築を目指し、病院事業のミッションを①市民が安全で安心な美祢医療圏の確立②市が予防から急性期、さらには在宅医療までを一体的に提供③民間の参入が望めない不採算医療の提供としている。

具体的には、1 点目は 2 つの病院の機能分化と連携により、より質の高い医療を提供することである。美祢市立病院については、急性期・高度医療の実施、2 次救急医療の確保を、美祢市立美東病院については、地域包括医療システムの拠点として、予防・標準的診療・在宅医療などの実施、初期から 1.5 次救急医療の確保をそれぞれの役割とする。また診療科についても、小児科を美祢市立病院に集約して充実を図るなど、整理・統合して医療の質と安全性を高める。そして機能分化・診療科の統合が患者へのサービス低下にならないように、シャトルバスを運行して両病院間の交通手段を確保している。また民間医療機関への検査機器の開放などを通じて、連携を図っている。



2 点目には市議会での十分な審議の上で地域医療基本条例を制定し、市の役割として必要な財政上の措置を取ることを規定して一般会計からの繰出の根拠を定めると共に、繰出基準を明確化・透明化して財政基盤を確立している。

3 点目には病院の経営主体・形態について、市民に必要な医療を提供するという観点から、自治体病院の枠組みの下での経営を選択し、一方で自立した意思決定と権限・責任の一体が担保される体制として、地方公営企業法の一部適用を全部適用に移行した。事業管理者に病院経営に精通した大学教授を招聘して病院改革を進めている。結果として医師を含めた病院スタッフの間に、自立した企業体の一員として業務に当る意識改革が浸透してきている。特に管理部門の職員に経営への責任感と医療を理解しようという機運が生じ、改革に主体的に取り組むことができている。

(2) 現在の状況について

本年度は改革プランの最終年度に当たるが、昨年度までに改革の効果が現れ、経営は大きく改善している。2つの病院は、これまで属していた2次医療圏が別であったこともあり、市外の病院に入院する患者も多かった。しかし美祢医療圏として施策を実施してきたことにより、2病院の病床利用率・入院患者数・民間医療機関からの紹介率・手術件数などの指標が全て向上した。結果として美祢市立病院は21年度から黒字化、美祢市立美東病院についても大幅に赤字幅が縮小し、2病院とも経常収支の改善がなされた。留保資金残高は順調に増加し、企業債残高は減少し続けており、財務状況は着実に改善されている。

(3) 今後の課題について

常勤医師の不足は依然として解消されていないため、夜間救急の受け入れに制約がある。また、未処理欠損金が増加を続けていて、診療費の債権管理適正化を目的に条例改正を行ったが、回収が課題である。

(4) 藤岡市での事業導入について

藤岡市においては、公立藤岡総合病院が一部事務組合立であることから、鬼石病院との経営の一体化を進めることは現状では困難である。しかし美祢市の病院連携・機能分化のあり方、経営基盤の強化等の施策の成果を参考に、更に病院連携・機能分化を進めていく必要があると考える。



・九州・山口近代化産業遺産群について

(1) 事業の概要について

平成19年12月に萩市を含む九州及び山口の6県11市で提案した「九州・山口の近代化産業遺産群」が、平成20年9月に文化庁から「世界遺産暫定一覧表に記載することが適当とされた文化資産」に該当すると公表された。これを受けて萩市は世界遺産登録を推進するため、総合政策部に世界遺産推進課を10月1日付けで設置し、専任職員として課長及び課長補佐兼係長の2名を、兼務職員として係員に關係部課職員6名を配置した。同課はその後平成21年4月に歴史まちづくり部に移り、現在に至っている。また、国の調査・審議の結果において、世界遺産として国際的評価

を得るためには様々な課題があることも示されたため、文化庁など関係省庁及び関係県市で構成する世界遺産登録推進協議会と連携して、世界遺産登録への推薦準備を進めている。

この九州・山口の近代化産業遺産群は、明治維新及びその後の殖産興業の大きな原動力となり、世界史的にもきわめて短期間のうちに近代化を成し遂げた歴史を示す重要なものであり、顕著な普遍的価値を持つ可能性が高いとの評価がなされたものである。この時点での構成資産は 22 件で、このうち萩市内には萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、松下村塾の 3 資産が現存している。その後、世界遺産登録推進協議会の下に設置された国内外の専門家で構成する専門真委員会での検討を経て、現在の構成資産候補は 30 資産となり、萩市の資産には大板山たたら製鉄遺跡と萩城下町が加わり 5 件となっている。

(2) 現在の状況について

現在、平成 27 年度の世界遺産登録を目指すことが世界遺産登録推進協議会の総会で決定されており、推薦書案の作成などの準備を進めている。また萩市では、市の主導で商工会議所、市観光協会などの団体により世界遺産登録推進萩市民会議を設立し、シンポジウムや絵画展を開催するなど、市民の機運を高めるための啓発活動を行っている。



(3) 今後の課題について

世界遺産と認められるためには、多くの課題が残されている。まず世界遺産に値する顕著な普遍的価値の証明と構成資産の確定が必要である。このためには、資産の国内外での比較調査、国際的見地からの価値証明、現存する 30 件の構成資産に過不足が無いかを早急に検討しなければならない。

資産の保護にも課題があり、構成資産のうち 6 件は国の文化財指定をまだ受けていない。また八幡製鉄所や長崎造船所など 9 件の稼働資産は、企業の事業所などとして稼働中であり、文化財指定を受けると経済活動に支障が生じるため、新たな保護の枠組みを作る必要がある。長崎県の端島炭鉱については、老朽化した高層建築物の保存方法が無いいため、やはり文化財指定には新たな保護体系を確立する必要がある。緩衝地帯の設定と保護についても、萩市以外の各市については、景観法等による保護が行われていないため、来年度に条例化の作業を行う予定となっている。

また、地元住民に対する産業遺産についての知識の普及啓発、世界遺産登録への機運醸成についても、今後継続して取り組んでいく必要がある。

(4) 藤岡市での事業導入について

萩市が専任の担当課を置いて事業を推進しているのは、関係自治体数が多く調整が難しいこと、また山口県において構成資産が存在するのは萩のみであるため、県の強力な推進が期待できないことが背景にあると思われる。また世界遺産を観光

資源と捉えている点と、萩市中心部は萩城下町と重なることから、都市計画と密接な調整が必要なことも上げられる。富岡製糸場と絹産業遺産群は、群馬県が主導して世界遺産登録を推進しており、高山社跡は、史跡としての保護が優先されることから、藤岡市においては教育委員会文化財保護課が担当課として引き続き事業に当ることが望ましいと考える。



以上のとおり報告いたします。

平成 23 年 11 月 1 日

教務厚生常任委員会 委員長 窪田 行隆

副委員長 野口 靖

委員 渡辺新一郎

山田 朱美

松本啓太郎

茂木 光雄

隅田川徳一